政府の進めるIT戦略と司法書士業務に与える影響

使命・電子署名・脱ハンコ・裁判ＩＴ・ＯＤＲ・養育費・相談センターのＩＴ化など

日本司法書士会連合会
副会長　小澤吉徳

はじめに

- 令和は、司法書士法に「使命規定」が明記された記念すべき時代
- すべての業務は国民の権利擁護と自由かつ公正な社会の実現のために

司法書士法改正

成立　令和元年６月６日衆議院本会議（参議院先議）

公布　令和元年６月１２日

施行　令和２年８月１日

平成１４年司法書士法改正時の付帯決議

研修制度の一層の充実

専門的知見を裁判外紛争解決制度で積極的活用

適切な報酬設定が行われるよう周知徹底

家事代理、民事執行代理について簡裁代理の実績を踏まえたうえでのの検討

ワンストップサービスの推進のための他の法律専門職との協働

司法書士照会制度の導入の検討など（資料参照）

法改正の理由

近時の司法書士制度及び土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行うほか、社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講ずる必要がある。

取り巻く状況の大きな変化とは？

近年の司法書士・土地家屋調査士を取り巻く状況の大きな変化として指摘されているのは、例えば、（１）簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への司法書士の関与が大幅に増加であり、（２）ＡＤＲ手続における代理や登記所備付地図の作成等の分野において，土地家屋調査士の活躍の場が拡大していることであり、（３）空家問題・所有者不明土地問題への対応，自然災害における復興支援等に，それぞれ専門家として参画していること。

３つの課題

上記の状況の変化、すなわち、業務範囲の拡大や活動範囲の広域化に伴い，司法書士・土地家屋調査士の制度について，①専門家としての使命を明確にする必要（使命の明確化）、②現状に即して，懲戒手続をより合理化する必要（懲戒手続の適正・合理化）、③一人法人を認めることによる多様なニーズへの対応が必要（一人法人の可能化）、という３つの課題に対応する必要がある。

使命の明確化

司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とすることを明らかにすること（第１条関係）とされ、この規律を司法書士法人に準用すること（第４６条第１項関係）とされた。

「若干の説明①」

目的規定を廃止した理由について

他士業の法改正の傾向

目的はその法律の制定目的を簡潔に表現したものにすぎない。使命は法律の規定ではあっても我々が国民に宣言するという性質のもので、自発的自覚的なものとしての性質を持つ

業務の範囲が直ちに広がったということではないが、この使命規定を具現化し、司法書士業務を通じた権利擁護活動を推進していくことによって、今後の法改正に大きな影響を及ぼす

「若干の説明②」

・権利擁護

連合会が考える権利擁護とは、まず、様々な司法書士業務を通じての人権擁護である

・その他の法律事務とは

ADR　後見、遺産承継業務など今後司法書士業務として、さらに定着していくであろうもの

使命規定の意義

不動産登記、商業登記、裁判所提出書類作成、簡裁訴訟代理、債務整理、成年後見、遺産承継、民事信託など、多様な業務の根底にあるもの

全ての業務に通底するもの

自由かつ公正な社会とは？

「自由で公正な社会とは，様々な考え方を持ち，多様な生き方を求め る人々が，お互いの存在を承認し，多様な考え方や生き方を尊重しながら共に協力して生きていくことのできる社会である。 法は 本来このような 共生のための相互尊重のルールとして 国民の権利を守り また，国民の責務を明確にすることによって，各人の自律的な活動を 促進し，その生活をより豊かにするものであって，ただ単に国民を規制するだけのものではない。また，司法とは，すべての当事者を平等 ・対等の地位に置く公正な手続を通じて，法に基づく権利の救済を図り，ルール違反に対処することにより，法秩序の維持・形成を図るものである。」法教育委員会の見解

行政改革・司法改革のようなレベルを凌駕する旗印？

・中央省庁等改革基本法

・司法制度改革推進法

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

・総合法律支援法

の４つの法律にしか使われていない。

（司法書士法改正記念誌　日本司法書士会連合会顧問　寺田逸郎氏の講演録から）

中央省庁等改革基本法

（中央省庁等改革に関する基本理念）

第二条　中央省庁等改革は、内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、かつ、有効に遂行するにふさわしく、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするとともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

司法制度改革推進法

（基本理念）

第二条　司法制度改革は、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

（法曹養成の基本理念）

第二条　法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

（以下省略）

総合法律支援法

（目的）

第一条　この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

平成３１年４月１１日参議院法務委員会における大臣の答弁①

○国務大臣（山下貴司君）　全国青年司法書士協議会における人権擁護活動として、全国一斉生活保護一一〇番、あるいは全国一斉養育費相談会、全国一斉労働トラブル一一〇番、法律教室事業、あるいはその他の人権擁護活動、これはもう本当に関係者の皆様に対して深い敬意と謝意を表する次第でございますし、また、日本司法書士会連合会においても、もちろん市民の権利擁護推進室を設置して、経済的困窮者や高齢者の権利擁護などに関する様々な事業を行っておられるということでございます。

こうした様々な人権擁護活動を行っているその背景には、司法書士の皆様が国民にとって身近な法律家であり、そうした方々がその専門性を生かしておられるということで、そうした人権擁護活動の一翼を担っていただくこと、これは非常に重要なことであると考えております。

平成３１年４月１１日参議院法務委員会における大臣の答弁②

○国務大臣（山下貴司君）　改正法案の第一条は司法書士の使命を規律するものでありますが、主語が司法書士を主体としたということでございます。そして、国民の権利を擁護することをその使命として明確にしたものでございます。そして、司法書士が国民に身近な法律家として幅広く国民の権利を擁護することが期待されていることに照らせば、ここで言う権利の内容として当然憲法上の基本的人権も含まれると考えております。

平成３１年４月１１日参議院法務委員会における大臣の答弁③

○国務大臣（山下貴司君）　もうまさにおっしゃるとおり、この法律の定めるところにより、主体性を持って「国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」ということで、その活動について期待しているところでございます。

令和元年５月３１日衆議院法務委員会における大臣の答弁

○山下国務大臣　お答えします。

　改正法案では、司法書士の使命として、司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とすると定めることとしております。

　このような改正を行った趣旨は、司法書士を専門家として位置づけた上で、司法書士が主体的に国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与するということをその使命として規定するものでありまして、司法書士の皆様の能動的な規範を定めるものでございます。

　新たにこのような使命規定を設けることによりまして、それぞれの司法書士の皆様が、より高い使命感のもとに、登記や裁判に関する司法書士の業務に加え、それ以外の例えば被災者支援や人権擁護活動も含めた各種活動等を通じて、国民の権利の擁護のためにその職責を果たしていくことが期待されているものでございます。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

　政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

１　司法書士及び土地家屋調査士の実務能力の向上のために実施される各種の研修制度について、その一層の充実に向けて協力すること。

２　司法書士法人及び土地家屋調査士法人につき、その設立の諸手続が円滑に進められ、司法書士会及び土地家屋調査士会による指導が適切にされるよう努めること。

３　空き家や所有者不明土地問題等の諸課題の解決に当たっては、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見や財産管理、筆界確定等についてのこれまでの実績に鑑み、その積極的な活用を図ること。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

４　司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を活用したＡＤＲ手続により国民の権利擁護及び利便性の向上を図るため、引き続き、それらの手続の周知に努めること。

５　総合法律支援法に基づく特定援助対象者法律相談援助事業に関して、司法書士の更なる活用を進めるなど、関係団体と連携しつつ、国民の権利擁護及び利便性の向上に資するよう努めること。

６　ＩＴ環境の急速な進展の下で、各種登記制度やこれを支える司法書士制度及び土地家屋調査士制度に対する国民の信頼を損なうことのないよう、非司法書士行為及び非土地家屋調査士行為に対して引き続き厳正に対応すること。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

７　土地家屋調査士の有する専門的知見やその保有する知識、情報等を広く活用することにより、法務局における登記所備付地図の整備を一層促進すること。

８　国民の権利擁護の観点から、司法書士でない者が司法書士の業務について周旋することを禁止する規定の整備について、本法施行後の状況も踏まえつつ、必要に応じ対応を検討すること。

９　司法書士の登録前の研修を義務化することなど、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士の資質の向上のための施策について、本法施行後の状況も踏まえつつ、必要に応じ対応を検討すること。

今後の具体的な課題

- 権利擁護事業のさらなる推進
- 倫理の涵養
- 執務レベルの向上のための研修
- 連合会会則及び司法書士会会則やその他関連諸規定の整備

改正司法書士法の施行にあたって～社会の期待に応え，その使命を果たす（会長声明）

- 使命規定は，司法書士が行う不動産登記，商業登記，裁判所提出書類作成，簡裁訴訟代理，債務整理，成年後見，遺産承継，民事信託など，多様な業務のすべてに通底するものであり，すなわち司法書士の行う業務のすべては国民の権利擁護に資するものでなければならない。
- 今，新型コロナウイルスの影響によって，国民の生活様式や社会経済のあり方が大きく変容を迫られ，失業者や経済的困窮者の増加，自死や倒産の増加も懸念されている。
- 連合会は，これまで以上に社会の期待に応えることのできる法律家団体を目指すため，全国の司法書士が使命を自覚しつつ職責を十全に果たし，倫理の涵養を図り，執務レベルを向上させるための研鑽を積むことができるような体制を強化することをここに宣言する。

今日のお話「ウィズコロナの時代で加速するＤＸへの対応」

- １　会社の印鑑任意化、マイナンバーカードによる会社登記への対応
- ２　電子署名の時代においても、登記の真実性を担保する職能団体としての信頼に応える
- ３　金融業界における書面・押印・対面手続の見直しへの対応
- ４　裁判手続きのＩＴ化により高まる本人支援のニーズに応える
- ５　ＯＤＲ時代到来に備える専門家として
- ６　司法書士総合相談センターのＩＴ化

１　会社の印鑑任意化、マイナンバーカードによる会社登記への対応

法人設立ワンストップサービス

- 令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」の
- ６　個別分野の取組
- （２）新たに講ずべき具体的施策
- ⅲ スマート公共サービス
- ③世界で一番企業が活動しやすい国の実現
- に記載。

ア）法人向けワンストップサービスの実現

- 世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取組状況を検証し、2021年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。
- －2021年２月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化（オンラインでの印鑑届出を含む）等を開始する。

- －法人設立ワンストップサービスにおいて、ＧビズIDの同時発行を可能とするとともに、商業登記電子証明書の利便性向上の方策としてオンライン発行請求を可能とする。また、商業登記電子証明書の一定期間無償化の是非も含めた手数料の見直しや利用機会の拡大の方策を検討する。
- －設立後の法人の実質的支配者の把握等を実現する商業登記制度の在り方を検討し、2020年中に結論を得る。
- ＧビズID等、法人向け行政手続の利便性を高めるデジタル基盤を2020年度末までに整備し、2021年度以降段階的に利用を拡大する。

https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOssTop/
法人設立手続の流れ
このサイトでは、法人設立後の様々な関連手続をオンラインでワンストップで行うことができます。「かんたん問診」では、質問に答えることで必要な手続をリストアップすることができます。また、申請する手続がお決まりの方は、個別の手続を選択して申請することも可能です。
STEP1
STEP2
STEP3
STEP4
STEP5
ヒント

https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOssTop/
STEP1
STEP2
STEP3
STEP4
STEP5
かんたん問診
質問に答えることで必要な手続がリストアップされます。
かんたん問診をする
届出を行う手続を選択
リストアップされた結果を基に届出を行う手続を選択します。
マイナンバーカードで申請者を確認
マイナンバーカードに登録されている氏名等の情報を読み取り、自動で申請者情報の入力を行います。
マイナンバーカードの説明はこちら
申請
選択した手続の申請情報を入力し、マイナンバーカードで電子署名を行い申請先機関に提出します。
申請状況の確認
マイナンバーカードでログインすることで申請状況を確認することができます。
公文書の電子署名を検証する
ヒント

商業登記規則改正の骨子

- 施行は、令和3年2月15日
- （1）印鑑任意化関係
- 商業登記法第20条第1項「登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。」の**削除**。
- これにより、**申請人の申請権限の確認方法の定めは法律事項でなくなったため、省令においてこれを定める。**
- 書面申請における申請人の申請権限確認としては、印鑑の照合によることが、なお必要。

- （2）印鑑届出及び商業登記電子証明書のオンライン請求
- 印鑑提出者の利便性向上を目的として、オンラインによる印鑑提出を可能とする。
- 商業登記電子証明書の利便性向上の方策として、オンラインによる発行申請を可能とする。

- （3）オンライン申請促進関係
- **オンライン申請率を高める等の目的により、会社の代表者等が使用する電子証明書を商業登記電子証明書に限定（商業登記規則第102条第6項）しないこととする。**

２　電子署名の時代においても、登記の真実性を担保する職能団体としての信頼に応える

立会人型電子署名の与えた衝撃とは（プロローグ）

- 令和2年6月12日、法務省民事局商事課から、法務局の首席登記官に対し「商業登記規則第１０２条第５項第２号（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する法務大臣が定める電子証明書について」という事務連絡が発出された。

「商業登記規則第１０２条第５項第２号（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する法務大臣が定める電子証明書について」

特定の事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくもの、いわゆる立会人型電子署名（クラウド型とも呼ばれる）を行う事業者の電子証明書も商業登記規則第１０２条第５項第２号の規定に基づき法務大臣が定める電子証明書に含まれることとなったことを通知する事務連絡である。

電子署名の種類

- １．当事者署名型電子署名
- （１）ローカル署名
- （２）リモート署名
- ２．事業者署名型電子署名

ローカル署名

- 電子署名の基本的方法。電子署名に用いる秘密鍵（アナログの世界でいうところの「印鑑」）を署名者本人の手元に保持し、署名者本人が直接使用しているパソコンやＩＣカード内のプログラムで電子署名を生成。
- 署名者が秘密鍵を直接管理しているため、生成された電子署名と署名者の関係は確実。
- 公的個人認証、商業登記に基礎を置く電子認証が該当。司法書士が日常使用している電子署名の利用方法も、この形態にあたる。

リモート署名

- 秘密鍵をサーバーに預けておき、署名者の指示によりサーバー側のプログラムで電子署名を生成する方法で、これをリモート型と呼ぶ。
- 法務省はリモート型署名を次のように定義している。
- 「サービス提供事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し，利用者がサーバにリモートでログインした上で自らの署名鍵で当該事業者のサーバ上で電子署名を行うもの」
- また、第１０回成長戦略ワーキング・グループ（令和２年５月１２日）資料１－２・２頁において、「所謂「リモート署名」であっても、電子署名法2条1項の(1)及び(2)を満たすものについては、電子署名法における「電子署名」に該当するものである」と回答されている。

- 一方、リモート型の場合、電子署名と署名者本人との結びつきは間接的なものとなる。本当に署名者の指示による署名生成なのか、サーバー側での秘密鍵の取り扱いは安全かどうか、サーバー側での不正な署名生成が行われていないか、などの確認の必要がでてくる。
- よって、電子署名が真正に成立したとする推定効については、疑義が出る。つまり、電子署名法第三条は、「**本人による電子署名**（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）」が行われている場合は、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの真正な成立の推定が働くと規定しているところだが、同条は、電子署名を行ったのが本人であること自体を推定するものでなく、電子署名を行ったのが本人であると裁判所により認定されることを要件として、電磁的記録の成立の真正を推定するものだからである。

事業者署名型電子署名（クラウド型・第三者型）

- ローカル型、リモート型の場合、当然、電子署名をした人物と書類の名義人は一致するが、立会人型の場合はサービス提供会社が電子署名をするため、電子署名者としてサービス提供会社が表示される。書類の名義人は作成に関与（同意）した旨が署名欄に記録される。
- 法務省は、「電子契約事業者が利用者の指示を受けて自ら電子署名を行うサービス」による電子署名と定義している。

当初は、ダメ！と言っていたが・・・

- 法務省の5月22日の回答。
- 『「リモート署名」又は「電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービス」であっても，電子署名法第２条第１項各号の要件を満たすものについては，同条に規定する「電子署名」に該当するものであると解される。ただし，この場合であっても，「電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービス」は，電子契約事業者が自ら電子署名を行うサービスであって，当該サービスによる電子署名は，電子契約事業者の電子署名であると整理される。このように整理される場合には，出席した取締役又は監査役が「電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービス」を利用して電磁的記録をもって作成された取締役会の議事録に電子署名をしても，**当該電子署名は取締役等の電子署名ではないこととなり，会社法第３６９条第４項の署名又は記名押印に代わる措置としては認められない**こととなると考えられる。』

ところが、5月29日には・・・

- 『会社法上，取締役会に出席した取締役及び監査役は，当該取締役会の議事録に署名又は記名押印をしなければならないこととされています（会社法第３６９条第３項）。また，当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には，署名又は記名押印に代わる措置として，電子署名をすることとされています（同条第４項，会社法施行規則第２２５条第１項第６号，第２項）。当該措置は，取締役会に出席した取締役又は監査役が，取締役会の議事録の内容を確認し，その内容が正確であり，異議がないと判断したことを示すものであれば足りると考えられます。したがって，**いわゆるリモート署名やサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスであっても，取締役会に出席した取締役又は監査役がそのように判断したことを示すものとして，当該取締役会の議事録について，その意思に基づいて当該措置がとられていれば，署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名として有効**なものであると考えられます。』

「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するＱ＆Ａ」（総務省・法務省・経済産業省）令和２年７月17日

近時、利用者の指示に基づき、利用者が作成した電子文書（デジタル情報）について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行うサービスが登場している。このようなサービスについては、サービス提供事業者が「当該措置を行った者」（電子署名法第２条第１項第１号）と評価されるのか、あるいは、サービスの内容次第では利用者が当該措置を行ったと評価することができるのか、電子署名法上の位置付けが問題となる。

電子署名法第２条第１項第１号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、**物理的にはＡが当該措置を行った場合であっても、Ｂの意思のみに基づき、Ａの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はＢであると評価することができる**ものと考えられる。

- このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
- そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を１つの措置と捉え直すことよって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には，これらを全体として１つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第２条第１項第１号）を満たすことになるものと考えられる。

「規制改革実施計画」令和2年7月17日閣議決定

- 主な実施事項として、『書面規制、押印、対面規制の見直し』が盛り込まれ、**行政手続に関するもの**として、次の二点が示されている。
- ・各府省は、書面・押印・対面を求める行政手続について、新型コロナウイルスへの緊急対応として、必要な措置を講じ、周知。
- ・恒久的な制度的対応として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続について、各府省が、年内に、順次必要な検討を行い、法令、告示、通達の改正等を行う。
- これらについては「可及的速やかに緊急対応措置。制度的対応については令和２年内に措置」とされているのである。

民民間の商慣行等による手続に関するもの

- ・押印の廃止を推進するため、内閣府、法務省及び経産省がＱ＆Ａを発出し、押印の効果が限定的であることを示す。 【措置済】
- ・電子署名を利用しやすくするため、クラウドを利用した電子認証サービスのうち一定のものについては、電子署名に該当することをQ&A等で明らかにし、周知。 【令和２年度、できるだけ早期に措置】
- ・金融機関における口座開廃、融資の申し込み等の手続について、金融庁は業界と連携して検討を行う場を設け、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進。 【令和２年度上期措置】

総務省・法務省・経済産業省から出された「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するＱ＆Ａ（電子署名法第３条関係）

- 令和2年9月4日に出された。
- 電子署名法第３条に規定する電子署名について同法第２条に規定する電子署名よりもさらにその要件を加重しているのは、同法第３条が電子文書の成立の真正を推定するという効果を生じさせるものだからである。すなわち、このような効果を生じさせるためには、その前提として、暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められることが必要であり（以下では、この要件のことを「固有性の要件」などという。）、そのためには、当該電子署名について相応の技術的水準が要求されることになるものと考えられる。したがって、**電子署名のうち、例えば、十分な暗号強度を有し他人が容易に同一の鍵を作成できないものである場合には、同条の推定規定が適用されることとなる。**

立会人型電子署名に推定効が付与される条件

- 十分な水準の固有性を満たしていると認められるためには、①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている必要があると考えられる。
- ①及び②のプロセスにおいて十分な水準の固有性を満たしているかについては、システムやサービス全体のセキュリティを評価して判断されることになると考えられる。

①のプロセスについての具体例

- ①のプロセスについては、利用者が２要素による認証を受けなければ措置を行うことができない仕組みが備わっているような場合には、十分な水準の固有性が満たされていると認められ得ると考えられる。２要素による認証の例としては、**利用者が、あらかじめ登録されたメールアドレス及びログインパスワードの入力に加え、スマートフォンへのＳＭＳ送信や手元にあるトークンの利用等当該メールアドレスの利用以外の手段により取得したワンタイム・パスワードの入力を行うことにより認証するものなど**が挙げられる。

②のプロセスについての具体例

- ②のプロセスについては、サービス提供事業者が当該事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う措置について、暗号の強度や利用者毎の個別性を担保する仕組み（例えばシステム処理が当該利用者に紐付いて適切に行われること）等に照らし、電子文書が利用者の作成に係るものであることを示すための措置として十分な水準の固有性が満たされていると評価できるものである場合には、固有性の要件を満たすものと考えられる。

事業者署名型電子署名の広がり

- この立会人型電子署名の活用は、商業登記の枠におさまるものではない、と予測している。将来的には、不動産登記法規則４３条２項に規定される「これに準ずる電子証明書として法務大臣の定めるもの」に、これが含まれる可能性は高いと考えられるからである。
- 令和元年の司法書士法改正によって、国民の権利擁護を使命とすることが明確となった司法書士は、国民が必要とする様々な法的手続について、コロナ禍において進んだリモートによる手続きも推し進め、国民の利便性向上を目指す法律家として存在しなければならないと考える。
- そして、登記業務における司法書士の役割の肝は、当該登記手続きにおける真実性を担保することであり、上記規制改革にも十全な対応をし、不動産登記・商業登記に国民が寄せる信頼をこれまで以上に高める法律家団体として存在し続けることである。

３　金融業界における書面・押印・対面手続の見直しへの対応

金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会

- コロナ禍において、行政手続きのリモート化の必要性が高まった
- 金融・不動産の業界においては、法律に定めがないのに、慣習として、押印書名対面を求めていることが多いようである。この業界慣行を見直す必要がある
- 法令に基づかない押印書名対面について、民民の手続でいかに減らしていくかが、電子化推進に繋がる。特に、顧客から取得する書類がメインになろう
- 金融庁としては、法令改正が必要とは考えていない。
- 監督指針などで、押印書名対面を求めているものがあれば、一つ一つ見直す必要はあると考えている
- 法規制をするとか、規制廃止をするとかではなく、改められるものは改めていこうと考えている
- 金融機関がクラウドサイン社のような立ち合い型電子署名サービス会社と提携する可能性も否定できない。（ただし、銀行は横並びになるので、注意が必要）

第９回「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」

- 令和２年12月25日（金）
- 「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」においては、令和２年６月から12月までの計９回にわたり、金融業界におけるこれまでの書面・押印・対面手続の見直し状況の把握や、さらなる見直しに向けた課題や取組方針について、検討を行ってきた。
- これらの検討を踏まえ「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」が同検討会においてとりまとめられた。公表済み。

抵当権設定登記ついて

- 20 不動産登記法上、抵当権設定登記の申請をオンラインにより行うことが可能である。その場合の登記原因証明 情報として抵当権設定契約書を使用する場合には、抵当権設定者の「電子署名」のある抵当権設定契約（電磁 的記録）と抵当権設定者の有効な「電子証明書」が必要となる。ただし、この場合の「電子証明書」について は、法令上一定の要件を満たしたものに限定されており、実際に司法書士が登記申請を行う際には公的個人認 証サービスの電子証明書（マイナンバーカードに記録された電子証明書）や電子認証登記所電子証明書を使用 することになる。しかし、委任を受けた司法書士が公的個人認証サービスの電子証明書の有効性の確認（署名 検証）を行おうとすると、日本司法書士会連合会が「団体署名検証者」として署名検証を行う等の措置を講ず ることが必要となるが、これにはコストや行政手続が必要となる。これらの事情も勘案し、日本司法書士会連 合会では、現在、司法書士が抵当権設定登記のオンライン申請を促進するための方法について検討がなされて いる。

金融業界の動き

- 株式会社三井住友銀行が「融資電子契約サービスについて」と題する資料を用い、具体的な電子署名スキームを明らかにしている。顧客は、銀行への往訪負担、契約書への印鑑押捺負担がなく、融資を受けるまでの期間が短縮される。
- また、本人確認のデジタル化も加速している。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正により、完全オンラインによる本人確認が可能となった。いわゆるeKYC の手法を用いた本人確認を実施し、非対面取引が実現している。

- 令和２年１２月１１日付株式会社日立製作所ニュースリリース「融資取引の契約業務をＷｅｂ上で完結できる「金融機関向け電子契約ソリューション」を提供開始」がある。
- 「融資など実印相当の本人確認が必要な契約業務において、書類作成などの事前準備から、電子証明書の発行、契約書への署名、契約後の書類管理まで、金融機関や契約者が行う一連の手続きを電子化する」ソリューション。
- なお、株式会社日立製作所は、公的個人認証の失効情報を提供している民間事業者であるため、公的個人認証を活用した非対面の本人確認も視野に入っていると思われる 。

不動産業界の動き

- 宅地建物取引業法では、媒介契約書や重要事項説明書を、書面にて交付しなければならない旨を規律している。
- この点、国土交通省は、「不動産の賃貸・売買・媒介の契約を締結した際に宅地建物取引業者が交付することとなっている書面及び重要事項説明書等について、電磁的方法による提供を可能とするよう、宅地建物取引業法の関連規定について、直近の法改正の機会を捉えて速やかに改正措置を講じる。」旨の回答をしている 。

- 重要事項説明の実施形態として、売買契約については、ＩＴを活用した重要事項説明に関する社会実験が行われている。
- 法人間売買取引に加え、令和元年１０月１日から個人を含む売買取引についても実施されており、第６回ＩＴを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会（持ち回り開催）資料２では、令和２年２月２５日現在の、個人を含む売買取引おけるＩＴを活用した重要事項説明に係る社会実験の実施経過が報告されている。これらを踏まえ、国土交通省より、「今年度中に結果をとりまとめ、検証検討会を開催した上で、特段の問題等がなければ、早急にガイドラインを改定し、テレビ会議等による非対面の説明が可能である旨を明らかにする」との方向性が示されている。

- 野村不動産株式会社は、令和２年７月２８日付プレスリリースにて、「新築分譲マンション・一戸建ての売買契約時において、契約書類の電子化を８月下旬より開始～今冬には、契約手続きの電子化・非対面（オンライン）対応を実現～」する旨発表した。
- 非対面による重要事項説明が可能となれば、不動産売買契約全体を通じ、非対面が可能になることも考えられる。

アナログデバイド

- デジタル化を検討するにあたり、デジタルデバイドへの配慮は常に検討されている。
- これに対し、今後は、アナログデバイド世代が登場することも視野に入れておかなければならない。現時点においても、多数の書面に記入することには抵抗があるが、スマートフォンやタブレットを活用することには何ら抵抗がない層も一定数存在するであろう。
- さらに、スマートフォン等にマイナンバーカード機能が搭載され、カードリーダ等がなくても、公的個人認証による電子署名を付与できることとなった場合、実印登録自体を行わないことも考えられる。

４　裁判手続きのＩＴ化により高まる本人支援のニーズに応える

- 裁判のIT化は誰のため？
- 現状と今後のスケジュールについて
- 司法書士会の急務は裁判事務の実績づくり！！

- 平成３０年３月３０日　裁判手続等のＩＴ化検討会による取りまとめ
- 令和元年１２月　民事裁判手続等ＩＴ化研究会による報告書

世界銀行の“Doing Business”の低評価

- 世界銀行の“Doing Business”（注：世界銀行が毎年発表する、世界１９０か国を対象とし、事業活動規制に係る１０分野を選定し、順位付けしたもの）２０１７年版では、「裁判手続の自動化（ＩＴ化）」に関する項目について、我が国に厳しい評価が示されている。
- 我が国のビジネス環境や国際競争力の観点から見た場合、利用者目線に立った裁判手続のＩＴ化を更に進める必要があるのではないかとの声が高まった。

当会のスタンス

- 「裁判記録のペーパレス化・データベース化」「多数当事者を想定する事件における省力化」「遠隔地の当事者間の裁判におけるコスト軽減」「裁判官や裁判所職員、法律家やその事務員の働き方改革にもつながる」「利用者の利便性の向上と民事訴訟の効率的な進行」「真に望ましい迅速かつ効率的な民事訴訟を実現すること」などといったメリットにはすべて基本的に賛成するものである。
- その上で、「利用者目線での推進」「国民に利用しやすく、わかりやすい民事訴訟手続という、現行の民事訴訟法の基本に合った理念の実現」という趣旨こそが、すべてのメリットに最優先されるべき重要な視点である。

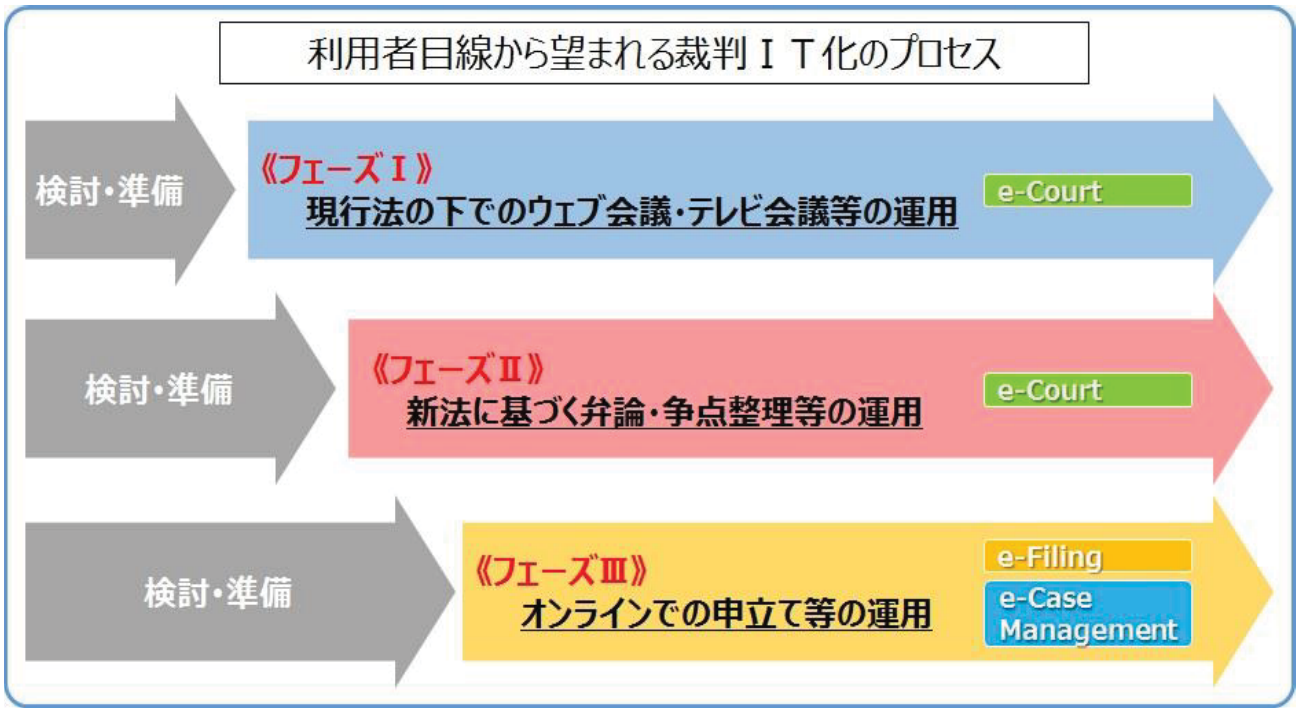

実現までの工程表

- **令和元年度**
- 民事裁判手続等ＩＴ化研究会の報告書取りまとめ
- フェーズ１（ウェブ会議等を用いた争点整理）の特定庁での実施
- 法制審議会への諮問
- **令和２年度**
- 専門部会における調査審議
- フェーズ１の拡大（令和２年度以降、順次全国へ）

- **令和３年**
- 専門部会における調査審議において中間試案
- パブリックコメント
- 要綱案の取りまとめに向けた議論
- フェーズ３の先行実施（準備書面等のオンライン提出）
- **令和４年**
- 専門部会における要綱案決定
- 法制審議会答申、改正法案の国会提出
- フェーズ２の一部実施（ウェブ会議等を用いた双方不出頭の争点整理）
- **令和５年以降**
- フェーズ２の完全実施（口頭弁論のウェブ化）
- フェーズ３の完全実施（訴状を含めたオンライン申立て、記録の電子化の実現）

日本司法書士会連合会の取り組み

- 平成３０年１月３日から５日　韓国視察
- 平成３０年２月２２日　検討会への意見書提出（ＨＰ参照）
- 山本和彦座長、杉本純子先生、湯淺墾道先生らとの意見交換
- 平成３０年４月９日　検討会取りまとめに対する会長談話（ＨＰ参照）
- 平成３０年７月２４日から開催された「民事裁判手続等ＩＴ化研究会」にオブザーバー参加

・令和元年８月１９日より８月１４日までアメリカ視察（報告書は会報ＴＨＩＮＫ１１８号に掲載）

・令和元年９月１７日　民事裁判手続のＩＴ化における本人訴訟の支援に関する声明（ＨＰ参照）

・令和２年２月８日　法務士を招いて韓国の新しい電子訴訟についてレクチャーを受ける

諸外国の状況は？

- 欧米を中心に裁判手続等のＩＴ化が既に進められてきており、アメリカ、シンガポール、韓国等では、ＩＴ化した裁判手続等の運用が広く普及・定着している。
- ドイツ等でも、近年、ＩＴ化の本格的取組が着実に進展している。

韓国の特徴（法務士の権限について）民事訴訟等における電子文書利用等に関する規則

- 第４条（使用者登録）
- １　電子訴訟システムを利用しようとする者は電子訴訟システムに接続して、次の各号の会員類型別に電子訴訟ホームページで要求する情報を該当欄に入力した後、電子署名のための証明書を使って使用者登録を申請しなければならない。
- 　登録した使用者情報は証明書の内容と一致しなければならない。
- １．個人会員
- ２．法人会員
- ３．弁護士会員
- ４．法務士会員
- ５．回生・破産事件の手続関係人会員
- ６．執行官等
- ２　第１項第２号から第６号までの使用者登録をした者（以下「登録使用者」という）は、利用権限の範囲を定めて所属使用者を指定でき、それにより指定された者は電子訴訟システムに所属使用者として登録することができる。

- 第１１条（電子文書の作成・提出）
- １　登録使用者は電子訴訟ホームページで要求する事項を空欄補充方式で入力した後、残りの事項を該当欄に直接入力し、または電子文書を登載する方式で訴訟書類を作成・提出することができる。
- ２　省略
- ３　第４条第１項第４号の法務士会員は次の各号の中でいずれか一つの方法により電子文書を作成・提出することができる。ただし、民事訴訟等の当事者、訴訟代理人または第３条第１号から第４号まで規定された者に該当する委任者が電子訴訟同意をしなかった場合には第２４条第１項第３号により登録使用者を送達領収人として申告する趣旨の書面および今後委任者が直接訴訟書類を提出し、または送達を受ける時に電子訴訟同意をするものとの確約する趣旨の書面を添付しなければならない。
- 以下省略

シンガポールの特徴（CJCによるサポート）

- The Community Justice Centreという、公益団体が本人訴訟等の支援も行っている。
- Automated Court Documents Assembly(ACDA)というシステムにより、本人が入力すると申請書が作成されるシステム

アメリカの特徴

- セルフサポートセンターによる本人訴訟支援（サンフランシスコ）
- LIMITED SCOPE REPRESENTATION (LSR)という弁護士代理のばら売り制度など（サンフランシスコ）

裁判手続等のＩＴ化検討会による取りまとめ（平成３０年３月３０日）

- ＩＴ化に向けた課題として
- （１）本人訴訟について
- （２）情報セキュリティ対策

「本人訴訟について」

- 裁判手続等の全面ＩＴ化の実現に当たっては、代理人として弁護士等が選任されていない本人訴訟について、当事者の裁判を受ける権利にも十分配慮しつつ、当事者の置かれた立場や訴訟の各進行段階等に応じ、裁判所による適切なウェブ上の利用システム・環境の構築や、適切な担い手による充実したＩＴ面のサポート（ＩＴリテラシー支援策）が必要である。
- 資力がない当事者への法的側面でのサポートは法テラス等で行われているが、それとは区別されるＩＴ面のサポート策として、その実施主体や内容等について、様々な方策やアプローチが考えられるところであり、今後、総合的な対策を、***非弁活動の抑止等の観点にも留意しつつ***、検討していく必要がある。

「本人訴訟について」（２）

- この点は、**当事者間で利害の対立することが多い裁判事件の一方当事者に対する支援であることからすると、まずは、裁判上の代理人として関与する弁護士、司法書士等の法律専門士業者が、代理権の範囲の中で、所属団体の対応枠組みを使うなどして、法的側面とともにＩＴ面の支援をも行っていくことが考えられる。**
- もっとも、充実したサポート体制の実現のためには、これに限る必要はなく、特に、経済的事情で司法アクセスが容易でない当事者への支援の在り方は、既存の各種相談機関や法テラス等の支援窓口の関与・活用も含め、しっかりと検討を進める必要がある。この支援スキームの一案として、裁判所外で、紙媒体の書面の電子化を含めたサポートを行うための支援センターを設けてはどうかという意見も述べられたところであり、引き続き、望ましいサポート策の在り方の検討と対応が求められよう

民事裁判手続等ＩＴ化研究会による報告書

- 民事訴訟手続を全面的にＩＴ化した場合における課題の整理や規律の在り方の検討等を行うことを目的として設置され，平成３０年７月から令和元年１２月までの間，合計１５回にわたり，山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授を座長として，研究者や，弁護士，司法書士，関係省庁等の関係者をメンバーとして，開催されたものである。

- ＩＴ 機器を有していない又はＩＴに習熟していない者に対するサポートの在り方については，現在，内閣官房に設置された「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」において，書面の電子化については，裁判所や法テラス等の公的機関はもとより，弁護士会や弁護士，司法書士会や司法書士をはじめとする士業者団体・士業者等，受皿 になり得る者において幅広く担当される必要があるとの有識者の意見を踏まえた検討が進められている 。そして，このようなサポート体制について，日本弁護士連合会からは「民事裁判手続のＩＴ化における本人サポートに関する基本方針」が，日本司法書士会連合会からは「民事裁判手続のＩＴ化における本人訴訟の支援に関する声明」が，それぞれ示されているところである。

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議

- 「民事司法制度改革の推進について」（令和２年３月10日）
- 個々の弁護士や司法書士によるサポートとしては、書面の電子化等のＩＴリテラシー支援サービスを提供するとともに、本人の依頼に応じて、民事訴訟の追行に必要な法的助言の提供を行う**（司法書士の場合には、代理業務が可能な範囲で法的助言の提供を行う）**こと等が考えられる。また、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び各地の弁護士会や司法書士会におけるサポートとしては、窓口に書面の電子化のための機器を設置すること等が考えられる。こうした方策を前提に、さらに具体的なサポートの内容については、個々の弁護士や司法書士、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び各地の弁護士会や司法書士会において検討することが期待される。

令和２年度革新的事業活動に関する実行計画

- その過程において、弁護士・司法書士等の士業者に限りオンライン提出の義務化を検討する
- 代理人が選任されていない本人訴訟に関して、日本司法支援センターによる書面の電子化等のＩＴ支援や法的助言も含めた支援の内容を2020年度から検討する。日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会等が行う取組の検討も期待する
- 法制審議会における民事訴訟手続のIT化の検討も踏まえつつ、2020年度中に家事事件手続及び民事保全、執行、倒産等の民事非訟事件手続のIT化のスケジュールを検討する

法制審議会の基本的な視点

- 我が国においては，平成１６年の民事訴訟法の改正によってオンラインでの裁判所への申立て等を可能とする規定が整備され，平成１８年には支払督促手続 について オンラインでの申立てが可能となった 。しかし ，民事訴訟手続一般については，最高裁規則等が整備されていないため，いまだオンラインでの訴え提起等は認められていない。また，ＩＴを利用した本格的な取組が急速に進展している諸外国の状況を踏まえると，我が国においても民事訴訟手続のＩＴ化を更に進めることが，重要な課題であるといえる。
- そのため，政府において，近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに時代に即して民事訴訟制度をより一層 適正かつ迅速なものとし国民に利用しやすくするという観点から訴状等のオンライン提出訴訟記録の電子化情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しについて検討し，令和４年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組むこととしている。

司法書士の役割

- 簡易裁判所における訴訟代理人としての対応
- 地方裁判所における本人訴訟のサポート
- 簡易裁判所における本人訴訟のサポート
- ITサポートと手続きのサポート

司法書士・司法書士会のすべきこと

- 裁判業務についての実績づくりが急務
- →実績のない資格者には権限も与えられることはない

- 今後の法制審議会における議論にも注目していただき、前向きで建設的な意見を述べていくこと（パブコメ対応）
- これまでの本人訴訟支援の実績で得た知見を、ＩＴサポートも含めて、国民に提供していくことが求められている
- 司法書士総合相談センターにおけるサポート体制づくりも急務

５　ＯＤＲ時代到来に備える専門家として

- ＯＤＲ推進検討会を設置（令和2年10月から1年程度）

- 検討事項は、
- ⑴ ＯＤＲの推進に向けた裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連の規律（法，法務省令，ガイドライン等）の見直しについて
- ⑵ 民間紛争解決手続における和解合意への執行力の付与について
- ⑶ ＯＤＲにおける認証紛争解決事業者の守秘義務の在り方について

ＯＤＲ（Online Dispute Resolution）とは？

ODR は多義的な概念ではあるが、一般的には、IT・AI 等の先端技術を用いたオンラインでの紛争解決手続を指すものと理解されている。

ODR 活性化に向けた取りまとめ

- 令和２年３月１６日　ODR 活性化検討会
- 政府の「成長戦略フォローアップ」（令和元年６月２１日閣議決定）において、「裁判手続等の IT 化の推進」に係る施策の一つとして、「紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について 2019 年度中に結論を得る。」とされた。
- これを受けて、令和元年９月、「ODR 活性化検討会」（本検討会）が設置されたものである

日本の司法アクセス環境の現状等

- 第一審民事訴訟通常事件の新受件数
- 　地方裁判所　平成３０年には約１３万８０００件
- 　簡易裁判所　平成３０年には約３４万１０００件
- 民事調停事件の新受件数　平成３０年には約３万４０００件
- 認証 ADR 制度の利用　平成３０年度約１６５０件
- 弁護士会等における法律相談件数　平成３０年度約６２万件超え
- 国民生活センター及び消費生活センター等に寄せられる消費生活相
- 談の件数　平成３０年には約１０２万件

ODR に適する分野について

- ニーズや諸外国の取組を踏まえると、①一般的には、低額で定型的な紛争が大量に生じることが想定される分野などについては、ODR による解決、早期の実用化が求められているといえよう。また、②紛争の前提となる取引等がオンラインで行われる場合についても、オンラインでの紛争解決に馴染みやすいと考えられる。これらの分野については、早急な試用・実装を目指していくべきである。

その他の法的紛争における ODR 活用

- 検討会でのヒアリング結果等を踏まえると、離婚・相続等の家庭問題に関する法的紛争、交通事故に関する紛争、家賃増減・敷金返還などの賃貸関連紛争、スポーツ関連紛争などについても、定型的なものも相当数見込まれることから、ODR による解決のニーズがあるように思われる。
- また、金融取引紛争についても取引そのものがオンラインで行われるフィンテック分野を始めとして、ODR の活用が期待される分野といえよう。
- その他、検討会では、いわゆる災害 ADR や倒産紛争に関する ADR についても、ODR 活用が期待されるのではないかとの意見もあったところであり、更なる ODR の活用に向けて、ニーズやあい路の検討が進められることが期待されるところである。

ODR の実装に向けた課題とその支援策のあり方について

- ⑴ ODR の実施に関し、これまでに必ずしも念頭に置かれていなかったコミュニケーションのオンライン化などについて弁護士法や ADR 法等といった関連する法令との関係を整理していく必要があろう。
- ⑵ ODR の活用には初期投資 7やランニングコストを含め一定のコストが生じることが不可避であり、この観点からの検討も必要と考えられる。諸外国の実情等やニーズを踏まえ、特定の分野で先行して ODR のスキームやシステムを試行・実装し、利用者を拡大していくアプローチが相当と考えられることから、民間の取組を促す環境整備も含めて、政府による積極的な支援・サポートも検討されるべきものと考えられる。

- ⑶また、前述したとおり、多様な分野の紛争を取り扱う１５０以上の認証 ADR機関を含め、様々な ADR 機関が全国各地で活動していることからすると、これらの ADR 機関は ODR の早期の実装に向けた担い手となることが期待されるが、現状では、本検討会で紹介されたアンケート調査の結果にもあるとおり、様々なコスト負担感等により、十分に ODR を活用することができていない。今後、そのあい路をも踏まえた検討が必要であろう。

日本司法書士会連合会の取り組み

- チャットベース(完全非対面）のＯＤＲについての実証実験
- 認証ＡＤＲ機関におけるウェブ調停の促進

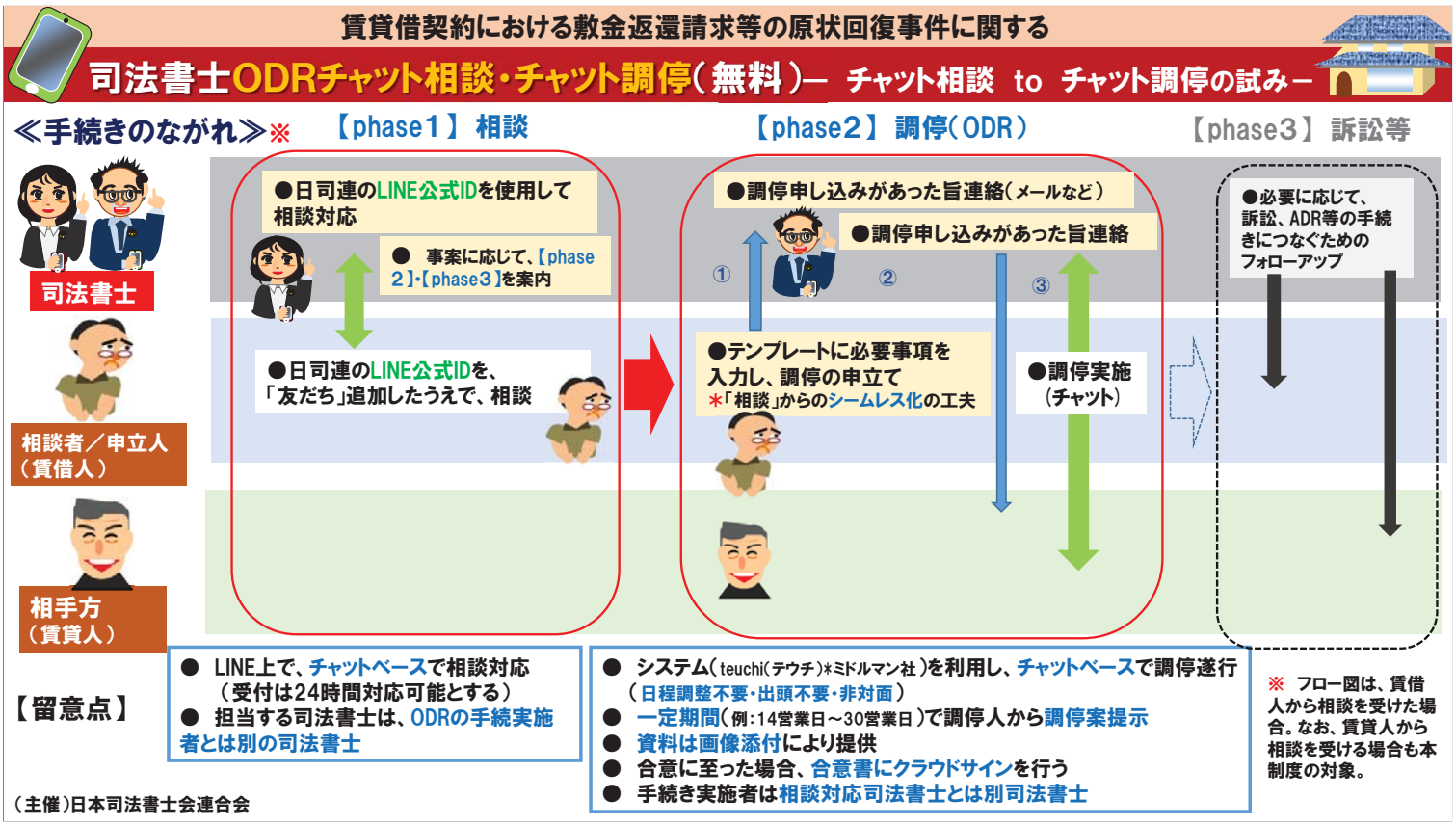

執行力付与について

（1） 執行力付与に関するさまざまな意見及び事例

● 認証紛争解決機関である各地の単位会、当連合会の関連WT内において出された主な意見や報告をまとめると、以下のとおり、肯定的・否定的いずれもみられる。

【否定的】

a 執行力の付与となれば手続きは重厚になり、「それなら裁判所の手続きを選択する」ということにならないか。

b 当事者間の対話を促進し、信頼関係を醸成することで、自発的な履行を促すのがADRとして好ましいのでは。

c 執行力の付与を恐れて、ADRに応諾しない相手方が想起され、この場合貴重な話し合いをする機会を失うことにならないか。

【肯定的】

d 執行力を付与することにより、裁判手続における事務的・時間的・経済的負担も軽減できる可能性が拡大する（例えば、不動産の相続における遺産分割調停事案において、民間ADR機関で合意した場合、当該合意書だけでは相続登記ができない）

e 合意成立後に、即決和解、公正証書（執行受諾文言付）の作成を行うことになったケースがあった。

f 調停の利用希望申込、あるいは、法14条に基づく説明段階で、手続きには、執行力がない旨を説明したところ、当事者が手続きの利用を選択しなかったケースがあった。

（2） 執行力に関する考え方（上記（1）をふまえて）

【考え方1】 特定の事件を対象として、執行力の付与をすべきではないか。

● 一定の事件類型（登記関連等）については、執行力付与の必要性が存在（d）。
● 執行力付与の有無を、手続き選択の判断要素にするケースの存在（f）
● 但し、すべての事件を対象とするのでは、応諾率の低下（c）、ADR独自の良さを活かせない（b）等の懸念も存在。
● 対象事件は、現状をふまえ※、例えば、①当事者の意思（当事者の選択の機会付与）、②事件類型などにより、絞込みを行うことが考えられるのではないか。
● なお、上記絞込みに際しては、既存の様々な履行確保手段が、「執行力付与」の代替手段として消去法的に選択されている手段であるか否かについても留意する必要があるのではないか。

【考え方2】 現在各ADR機関において履行確保に向けて行われている対応※や今後導入を検討している「執行力付与」以外の方法につき、これらを実行するための課題（法律上等）を抽出し、課題解決に必要な対応をすべきではないか。

● 例えば、ADR（ODR）手続き内で、合意内容に基づく履行が終了するのであれば、「執行力の付与」まで要しないと考えられる（例えば、金銭請求事件につき手続き内で支払いを完了させる）。
この際、金銭支払いにつき、ODRにおいて、その手続き内で履行を行う場合の、法律上（例えば資金決済法）等の課題についても抽出すべきではないか。

※ 例えば、①合意成立時に支払うべき金銭を持参した事案、②建物明渡請求につき、合意成立後、明渡期日に調停人が現場に立ち会い、その後合意書への署名押印を行った事案、③遺産分割調停事案につき、合意内容に沿った具体的な遺産承継手続きが当事者には困難であったため、その後専門職に引き継いだ事案（手続上のアシスト）などがある。

以上

養育費不払い問題の解消に資する専門家として

- 我が国の離婚した父母のうち８割近くにも及ぶ養育費の不払い状態を解消することが，待ったなしの喫緊の課題であるという共通認識の下，まずは，養育費不払い問題の改善に資する取組として，できることから一刻も早く着手すべきである
- 法務省において，厚生労働省（厚労省），最高裁判所（最高裁），地方自治体等の公的機関や，法テラス，養育費相談支援センター等の関係機関，日本弁護士連合会（日弁連），弁護士会，ひとり親支援団体等の関係団体等と十分に連携を図って，各機関・団体等の自律性を尊重しつつ必要な協力を得て，スピード感ある取組を進めていくべきである。

２０２０年養育費相談会　代表相談事例

- ４０代女性（同居親）
- 今年６月に調停離婚をした。面会交流なし、養育費なしの合意をしたが、将来の子どものことを考えるとやっぱり養育費を受け取りたい。今後、養育費をもらうためには、どのような手続きをすればよいか。
- ５０代女性（同居親）
- １２年前に調停離婚が成立し、数年間は調停での定めに従い養育費をもらっていたが、数年前から全く支払われない状況になった。過去に裁判所へ履行命令申立をしたが、裁判所からの書面を受け取ってもらえず、手続きが進まない。強制執行をしなければならないか。
- 年齢不詳女性（同居親）
- 離婚時に養育費の取り決めをし、文書も作成したように思うが手元にない。養育費を１回支払ってもらったが、その後の支払いはない。自分で養育費の支払いについての調停ができるだろうか。

養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策（中間取りまとめ～運用上の対応を中心として～）

- 相談体制の充実のため，利便性の高いＳＮＳサービスを入口とした非接触型の相談対応の実現や利用可能なサービス時間帯の延長が望まれるし，相談者のニーズによっては，**司法書士**による書類作成援助業務の在り方について今後検討する。
- 養育費を請求する裁判所の手続について**司法書士**による申立書等の書類作成援助の活用の在り方を検討してはどうかとの意見があった。
- ところが・・・・・

養育費不払い解消に向けた検討会議・取りまとめ（～子ども達の成長と未来を守る新たな養育費制度に向けて～）令和２年１２月２４日　法務省養育費不払い解消に向けた検討会議

- 全国的に見ると法律家が地域的に偏在していることを踏まえつつ，養育費案件について事案に応じた選択肢を増やすという観点から，法テラスの地方事務所において，利用者のニーズに応え，適切な案件の振り分けの下で，弁護士の代理援助のみではなく，家事調停手続や民事執行手続の申立書作成などの書類作成援助や，書類作成事務についての相談業務について，**司法書士の活用を検討すべき**ではないか，との意見があった。
- これに対し，案件の振り分けは法的判断を伴い，法テラス職員が行うのは困難である，請求額の妥当性や執行方法，離婚に伴う各種法律問題などにつき，法的助言や相手方との交渉・手続の代理等が必要となり書類作成援助で足りなくなることが多いが，法的助言等を司法書士が行えない以上，改めて弁護士に依頼することになって時間と費用の負担が更に発生するおそれがあるなどとの意見があった。

６　司法書士総合相談センターのＩＴ化

相談センターＩＴ化の必要性

- 業務拡充を含む次なる司法書士法改正の立法事実の準備として
- 　全国の司法書士無料相談のＤＢ化
- 利用者の利便性向上に資するため
- 　スマホ時代のへの対応
- 　ウェブ相談への対応
- 司法書士会事務局の事務効率化のため
- 　記録化、配転等

司法書士界を覆う閉塞感

- 不動産登記、商業登記事件の減少は本当か？
- 民間事業者による登記参入はどの程度進んでいるのか？
- 他士業による登記参入はどの程度進んでいるのか？
- ＡＩによって登記業務は代替されてしまうのか？
- 変革の時代は好機（チャンス）ではないのか？

不動産登記・商業登記の件数の推移

- 不動産登記（権利）について
- 　平成9年から平成30年までの推移（白書参照）
- 　平成9年が1297万3298件（最大値）
- 　平成30年が800万4543件（最小値）令和元年は803万6297件
- 　相続登記の増加傾向
- 商業登記について
- 　平成4年から平成30年までの推移（白書参照）
- 　会社登記は平成7年が213万3339件（最大値）平成25年が115万4979件（最小値）そこからは微増

東洋経済新報社「誰が日本の労働力を支えるのか」より『職業別代替可能性』

- 行政書士　９３・１％
- 税理士　９２・５％
- 弁理士　９２・１％
- 土地家屋調査士　８９・０％
- 公認会計士　８５・９％
- 社会保険労務士　７９・７％
- 司法書士　７８・０％
- 裁判官　１１・７％
- 弁護士　１・４％
- 中小企業診断士　０・２％

ＡＩに負けないためには！（３つのポイント）

「創造性」抽象的な概念を整理・創出するための知識

「ソーシャルインテリジェンス」社会的な情報（を収集する能力）、本当のことを話してくれない相手のことを理解したり、説得する力

「非定型」臨機応変な対応や状況判断が求められること

司法書士制度は発展していないのか？

- 成年後見制度がスタート（平成１２年）
- 民事法律扶助に書類作成援助が認められる（平成１２年）
- 簡裁代理権の付与（平成１４年）とその後の改正
- 規則３１条による附帯業務、民事信託支援業務
- 空き家、所有者不明土地問題における法的需要
- 民事裁判のＩＴ化に伴う本人支援への期待
- などなど

デジタル時代の規制・制度について（令和2年6月22日規制改革推進会議決定）

- ５．規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準
- （３）業規制の見直し
- ④ 特定の資格保有者による業務独占の見直し
- デジタル技術の発展により、ネットやリモート技術を活用した事業展開が容易になってきている。特定の資格保有者しか業務ができない規制・制度についても、業務の一部をデジタル技術によって支援・補完・代替することによって、柔軟かつ消費者利便に合致した新たなサービスの提供が可能となる。業務の一部をデジタル技術によって行うことを業務独占の範囲から除外するなど、業務独占を定める規制のあり方を見直すべきである。

おわりに

変革の時代は好機ととらえるべし！イノベーションを！

問われるのは、われわれの姿勢と実績

これからの司法書士制度を創るのは、私たち。